

国際関係法学研究連絡委員会報告

—国際法、国際私法及び外国法の情報・資料の整備
並びに利用方法について—

平成3年4月24日

日本学術会議

国際関係法学研究連絡委員会

この報告は、第14期日本学術会議国際関係法学研究連絡委員会が、日本学術会議がこれまでに公表した研究情報活動の推進に関する要望や勧告を念頭に置きつつ、とくに国際関係法学に関する情報・資料の整備・利用方法について審議した結果を取りまとめて発表するものである。

委員長 山田 鎌一（日本学術会議第2部会員・愛知学院大学法学部教授）

幹事 安藤 仁介（京都大学法学部教授）

横田 洋三（国際基督教大学教養学部教授）

委員 経塚作太郎（日本学術会議第2部会員・中央大学法学部教授）

香西 茂（京都大学法学部教授）

早田 芳郎（東洋大学法学部教授）

松岡 博（大阪大学法学部教授）

宮崎 繁樹（明治大学法学部教授）

日本学術会議は、昭和63年4月21日、第104回総会の決議に基づき、「大学等における学術諸分野の研究情報活動の推進について」という要望を内閣総理大臣に提出した。この要望は、

「高度情報化社会に即応した手段により、学術研究の基礎的情報・資料を整備すること、及び情報・資料並びに研究成果を全国的に、さらに国際的にも流通させることが、学術のすべての分野を通じて強く要請されている。すなわち、必須な情報・資料の整備にも従来と異なる情報化した手段を採用し、その流通も単に印刷物のみではなく、電子的記録としてのデータベース等から電気通信ネットワークを通じて行うことが求められている」

と指摘した。そのうえで「特に、『学術情報センター』の設立により、学術的に汎用の情報の作成とその流通に向かって大きく前進したと評価できる」としながらも「しかし、個々の専門分野での研究情報活動については、いまだ有効な体制が作られていないのが現状である」と述べ、学術諸分野の研究情報活動を推進する体制を確立する具体的方策として以下の5点を要望した。

- (1) 専門分野別に研究情報センターを設置すること。
- (2) 大学等の既存の諸機関（文献資料センター等）における研究情報活動を推進すること。
- (3) 個別的なデータベース・知識ベースの作成と新規のデータ処理方法の開発を助成すること。
- (4) 「学術情報センター」の拡充を図ること。
- (5) 大学等とそれ以外の機関との情報の流通を円滑化すること。

平成元年4月20日、日本学術会議は、第107回総会において、「大学等における学術研究の推進について－研究設備等の高度化に関

する緊急提言－（勧告）」を採択した。この勧告において、「人文・社会科学系についても、昭和63年4月21日付け『大学等における学術諸分野の研究情報活動の推進について（要望）』のとおり、コンピュータや原資料、文献、図書コレクションとその利用のための機器やネットワークなどの整備が極めて重要である」ことが指摘された。

以上の日本学術会議が採択した勧告・要望を踏まえて、国際関係法学研究連絡委員会は、国際法、国際私法及び外国法の情報・資料の整備並びに利用方法について審議した。以下はその結果を取りまとめたものである。

1 国際関係法学に関する情報・資料の重要性

国際関係法学の分野においては、次のような国際法、国際私法及び外国法に関する情報・資料（以下「国際関係法学に関する情報・資料」という）を得ることが、研究を進めるうえで不可欠である。

- ア 2国間及び多数国間で締結された条約（この中には国際機構が締結した条約を含む）
- イ 国際裁判（仲裁裁判及び商事仲裁を含む）の判決、決定など
- ウ 国連などの国際機構の決議その他の関連資料
- エ 世界各国の国内法令（国際私法を含む）、通達その他の官庁資料（この中には国内向けのものばかりでなく対外的性格のものも含む）（注）
- オ 世界各国の国内裁判所の判決、決定など
- カ 世界各国の国際法、世界法及び国内法（国際私法を含む）に関する定期刊行物、単行本その他の文献

（注）　　わが国の裁判所及び行政官庁における渉外事件の処理上

これらの情報・資料は量的に膨大であるばかりでなく、常時アップデートする必要があるために、収容能力、予算、人員などに制限のある日本の現存の研究機関では、単独ですべてを揃えることは極めて困難な状況にある。また、東京などの大都市圏では、いくつかの大学、研究所、図書館、資料センターなどを利用することにより、必要な情報・資料入手することがある程度は可能であるが、それ以外の地域在住の研究者にとっては、研究に必要な情報・資料の入手は決して容易ではない。国際関係法学に関する学問領域の研究を進めるには、できる限り全国の研究者にこのような情報・資料の入手を容易にする条件作りが必要である。

2 国際関係法学に関する情報・資料センターの現状

日本では、東京を中心とする首都圏の場合は、国際関係法学に関する情報・資料の入手の点で比較的恵まれた環境にある。国会図書館（とくにその中の外国法関係のセクション）、外務省外交史料館、国連寄

外国法の内容を確知する必要の生ずる場合が少なくない。また、国際関係法学の研究上もその必要が認められる。しかるに、この点については、外国の文献・資料により、あるいは在日外国公館への問い合わせにより、あるいは在外日本公館からの情報により、あるいは外交ルートを通じて外国法の内容を知ることが可能であるにしても、必ずしも十全を期し難いのが現状である。たとえば、文献・資料により知り得た外国法は、現行の実定法であるか否かが疑わしく、在日外国公館に問い合わせても法律的素養のある者がいない限り十分な回答を期し難く、また、外務省に依頼するには手間と時間がかかりすぎるおそれがある。とくに、未承認国家の法律については、外交ルートを通じて知ることができない。

託図書館（国会図書館内、東京大学付属図書館内、国連広報センター内など）、学術情報センターなどがそれに充実した情報・資料を揃えており、また大学の中にも、東京大学外国法文献センターをはじめとして、国際関係法学に関する情報・資料センターを持つところがあり、これらを利用することにより、必要な情報・資料を比較的容易に入手することが可能である。また、関連の官庁、企業、外国公館の資料室を利用することも可能である。

関西圏でも、大学の中に、京都大学国際法政文献資料センターをはじめとして国際関係法学に関する情報・資料センターを置くところがあり、また国連の寄託図書館も京都（立命館大学内）、神戸（神戸大学内）などにあり、首都圏ほどではないが、情報・資料の入手はある程度可能である。

しかし、それ以外の地域では、一部（福岡、札幌）に国連寄託図書館があることを除くと、国際関係法学に関する情報・資料を集中的に収める施設は充分ではない。したがって、地方在住の研究者は、情報・資料入手のために頻繁に首都圏、関西圏に出張しなければならないというのが現状である。もっとも、一部の情報・資料センターの場合、大学図書館と提携して情報・資料のコピーサービスを行っているところもあるので、これを利用すれば、多少、時間と費用はかかるが、自ら出向かなくても情報・資料の入手が可能な場合もある。このサービスを多くの情報・資料センターが提供するようになると、研究条件は飛躍的に改善されるであろう。最近は、大学付属図書館を中心に、近隣の図書館相互の利用・協力関係が作られるようになり、また、学術情報センターを中心に国公私立大学図書館の目録所在情報のデータベースの作成も進められているので、さらにこれらの整備と活用が重要である。

3 法律に関するデータ・ベース開発の現状

コンピュータの発達と普及により、法律に関する情報・資料、たとえば法令や裁判判決のデータ・ベース化とデータへのアクセスが可能になってきた。コンピュータによる情報・資料へのアクセスが可能になると、先にのべた資料・文献の入手困難という問題もかなり克服される。実際、アメリカでは、連邦及び各州の主要法令、判決、決定、さらにはイギリス、フランス等の主要国やヨーロッパ共同体（ＥＣ）の法令、判例等が、民間企業によってデータ・ベース化され、研究者、裁判官、弁護士、公務員などに広く利用されている。

日本を含むその他の主要国でも、同様の動きがみられる。日本には、現在、法律関係のデータ・ベースを商業ベースで開発している企業が数社ある。しかし、そのデータは現在のところ主要法令・判例に限られており、六法全書や判例集などによっても入手可能なものである。キーワードによる検索といった利点はあるが、情報・資料の入手という点では、現状を大きく改善するものではない。日本語の特質からくるデータ・ベース化の難しさはあるが、主要法令・判例ばかりでなく、通常入手の困難な情報・資料についてもデータ・ベース化し、アクセスを容易にする必要がある。一部の官庁では、当該官庁の資料をデータ・ベース化する試みがなされているようであるが、とくに法令、通達、判決、決定などは、公表と同時にデータ・ベースにアクセスできるようシステムを整備することが考えられる。これら日本の法令、判例、官庁資料の中には、国際関係法学に関する情報・資料としても重要なものが含まれているので、そのデータ・ベース化と利用システムの整備は、国際関係法学の研究推進の立場からも必要とされる。

4 具体の方策の検討

国際関係法学関連の情報・資料の多様化と量的拡大により、これら

を一箇所に集中的に収容・管理することは事実上不可能になりつつある。それに代わる方法として、現存の図書館及び情報・資料センターのそれぞれの特色を生かした情報・資料の充実、それら相互の利用・協力関係の推進、利用者へのサービスの徹底などにより、研究者がどこに在住していても、容易に、廉価に、迅速に情報・資料の入手を可能にするシステムを構築することが必要である。そのためには、たとえば、図書館及び情報・資料センター間のネットワーク化、情報・資料の相互利用、郵便・ファックスなどによるコピーサービスの強化などが考えられる。また、それを推進するために国際関係法学の分野の研究情報センターの設置が考えられるが、これは、日本学術会議の昭和63年4月21日決議の要望の第1点でいう専門分野別の研究情報センターに当たるものと思われる。

一方、国際関係法学にかかわりのある日本の法令、判例、文献、官庁資料などのデータ・ベース化の促進も今後の課題である。その場合、法令の起草過程、判決や官庁文書の作成過程から統一した方式のもとにコンピュータを使って直接データ・ベース化すると作業が容易になると思われる。また、これとの関連で外国、とくにアメリカやヨーロッパで開発されたデータ・ベースを日本で利用できるような方策、さらには外国、とくにアメリカ、ヨーロッパのほか、日本と歴史的、地理的、経済的に深いかかわりのあるアジア諸国の情報・資料センターへの直接アクセスの可能性についても検討する必要があるだろう。

なお、日本学術会議が第107回総会において採択した緊急提言は「人文・社会科学系についても、・・・コンピュータや原資料、文献、図書コレクションとその利用のための機器やネットワークなどの整備が極めて重要である」と指摘しているが、このことは国際関係法学に関連する学問領域においてはとくに強く言えることである。

以上のこととは、法律学の他の専門領域でもかかわりのあることと思われるので、関係のある学・協会の協力が得られれば、この種の情報・資料センターに関し相互に情報をを集め、また、ニーズがどの程度ある

か、どのようなシステムが利用しやすいか、などについて情報交流を深めていくことも必要と考えられる。